

証券取引約款集一部改定

2020年3月
ぐんぎん証券株式会社

第12章 外貨建MMF累積投資約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2条 (契約の申込み)</p> <p>(1) お客さまは、買付を希望する次の外貨建MMFの「目論見書」に記載する方法により申込みことができます。</p> <p>① グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの発行する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト」(以下「NGST」といいます。)</p> <p>② <u>インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッドの発行する「マルチ・ストラテジーズ・ファンド」</u></p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>第3条 (取引日等)</p> <p>(1) この約款の取引日とは、当社の営業日(毎年12月24日を除きます)で、かつ、<u>NGSTおよびマルチ・ストラテジーズ・ファンドのサブ・ファンド別に定める次の日をいうものとします。</u></p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ <u>トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド</u> <u>ニューヨーク、東京、イスタンブール、ロンドン、ダブリンおよびマルタのそれぞれにおいて、銀行が全日営業をしている日(土曜日、日曜日または公休日を除きます)または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第2条 (契約の申込み)</p> <p>(1) お客さまは、買付を希望する次の外貨建MMFの「目論見書」に記載する方法により申込みことができます。</p> <p>グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの発行する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト」(以下「NGST」といいます。)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <p>第3条 (取引日等)</p> <p>(1) この約款の取引日とは、当社の営業日(毎年12月24日を除きます)で、かつ、NGSTのサブ・ファンド別に定める次の日をいうものとします。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(2) (省 略)</p>